

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
厚生年金関係	74 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
厚生年金関係	27 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月13日から同年3月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間に支社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有する申立人に係る経歴書及び同社給与担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社における昭和43年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を誤って昭和43年2月13日として届け出したことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年12月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年8月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,700円、同年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年7月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月26日から25年8月23日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険加入者名簿の写しから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から、申立人はA社において昭和22年12月26日から25年8月23日までの厚生年金保険被保険者資格を有していたことが認められる。

しかしながら、A社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の当該記録は確認できず、また、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録は未統合となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和22年12月26日に取得し、25年8月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている記録から、昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から同年10月までは2,700円、同年11月から24年4月までは8,100円、同年5月から25年7月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（その後、B社に、現在は、C社）D事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年3月15日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、B社E事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月27日に訂正するとともに、同社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月15日から同年4月1日まで  
② 昭和36年9月27日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、雇用保険の記録及びC社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和31年3月15日に同社から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社D事業所における昭和31年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社

では、A社D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事情を知る担当者もいないことから不明としおり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②において、雇用保険の記録及びC社から提出された人事記録から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和36年9月27日に同社E事業所から同社本店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るB社における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社では、当時の事情を知る担当者もいないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月1日から9年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年7月から6年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は28万円、7年1月から8年4月までは30万円、同年5月から同年9月までは32万円、同年10月から9年8月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年9月1日から11年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を11年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、9年9月から10年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から11年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年11月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年7月から9年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)及び同年9月から11年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から9年9月1日まで  
② 平成9年9月1日から11年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の給料明細書等を提出するので、それぞれの期間の記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、平成5年7月から6年9月までは30万円、同年11月及び同年12月は28万円、8年5月から同年9月までは32万円、同年10月から9年8月までは30万円とし、給料支払明細書により確認できる給料支給額から、6年10月及び7年1月から8年4月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないとしており、上記の給料支払明細書において確認できる給料支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と国(厚生労働省)で記録されている標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる給料支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 雇用保険の加入記録及び申立人の提出した給料支払明細書により、申立人は、A事業所に平成11年11月30日まで勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録では、A事業所は平成10年3月5日付けで9年9月1日に社会保険事務所(当時)の職権により厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理(以下「認定全喪」という。)が行われていることが確認できる。このことについて、社会保険事務所は、「認定全喪とは、所在不明事業所調査事務処理手順に従い調査を実施し、事業主や適用事業所の所在が確認できず、事業の実態が無いと確認された場合に行われる処理である。」と回答している。

そして、A事業所の事業主は、「正社員は申立人だけだった。」と供述しているところ、申立人から提出された関係資料により、当該事業主及び申立人が常に取引先で仕事をしており、その取引先も1、2か月ごとに変更していることが確認できることから、同事業所は社会保険事務所(当時)に届け出ている所在地において事業所としての実態が無かったことがうかがえ、社

会保険事務所による上記認定全喪は不合理な処理であったとまでは言うことはできない。

また、申立期間②において、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、認定全喪であることから、事業主及び同事業所の唯一の正社員であった申立人の意思によるものではないことがうかがわれ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていること、当該事業主及び申立人の供述から、当該期間においても、同事業所は適用事業所として継続する意思を有していたことが認められる。

さらに、上記のとおり、事業主及び申立人は、社会保険事務所（当時）に届け出ている所在地とは別の場所で勤務していたとしており、A事業所は当該期間においても事業を継続していたことが認められる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、平成11年11月30日までA事業所で継続していることから、上記認定全喪の処理が行われなければ、同年12月1日まで申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は継続していたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、平成9年9月から10年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から11年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年11月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないとしている上、社会保険事務所（当時）は、平成9年9月1日に認定全喪の手続を行っていることから、当該期間に係る当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、昭和54年8月1日であると認められることから、同社C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された退職証明書により、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、退職証明書では、申立人は、昭和54年7月31日付けでA社C支店から同社本社に異動した旨の記載があるものの、当時同社が加入していた厚生年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人の同社C支店における資格喪失日及び同社本社の資格取得日は、昭和54年8月1日と記録されており、また、同社は申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社C支店における被保険者資格を昭和54年8月1日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、昭和54年7月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月6日  
② 平成17年6月10日  
③ 平成17年12月7日  
④ 平成18年6月9日  
⑤ 平成18年12月8日  
⑥ 平成19年6月8日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を誤って行っていた。同社は、誤りに気づき、その後社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金

保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、貸金台帳における当該標準賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
6370	男		昭和48年生		①平成16年12月6日	46 万 円
					②平成17年6月10日	37 万 円
					③平成17年12月7日	71 万 円
					④平成18年6月9日	71 万 円
					⑤平成18年12月8日	71 万 円
					⑥平成19年6月8日	80 万 円
6371	女		昭和50年生		①平成16年12月6日	31 万 8,000 円
					②平成17年6月10日	24 万 8,000 円
					③平成17年12月7日	29 万 円
					④平成18年6月9日	29 万 円
					⑤平成18年12月8日	29 万 円
					⑥平成19年6月8日	33 万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への転籍はあったが、厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社の回答、B社から提出のあった企業年金被保険者名簿及び申立人が所持する給与支払明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び社会保険事務所(当時)のA社における申立人の昭和53年5月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手を誤ったと認めていることから、事業主が昭和53年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を昭和63年10月から平成元年11月までは47万円に、同年12月から6年5月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成6年6月21日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年1月21日より後の同年6月27日付けで、申立人の標準報酬月額は、昭和63年10月から平成元年11月までは47万円が30万円に、同年12月から6年5月までは53万円が30万円にそれぞれ遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、当時の代表取締役及び別の取締役は、「申立人は、制作部門担当の取締役であり、社会保険事務に関与する立場になく、同社が適用事業所でなくなる前の平成6年6月に退職した。」とし、また、当該取締役は、「代表取締役が代表者印を管理していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和63年10月から平成元年11月までは47万円に、同年12月から6年5月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年2月28日まで  
社会保険事務所（当時）職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の平成9年1月分の給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額である59万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年3月1日より後の同年3月25日付けで、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、7年4月から9年1月までの期間、59万円が9万2,000円に<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられていることが確認できる。

そして、A社の商業登記簿謄本から、申立人を含む二人が同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社の事業主であるもう一人の代表取締役は、「自分が代表者印を管理しており、申立人は社会保険の手続に関する権限を有していなかった。」としている。また、同社の従業員は、「申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年11月から7年6月までは59万円に、同年7月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで  
社会保険事務所（当時）職員の個別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年11月1日より後の同年11月13日付けで、申立人の標準報酬月額は、6年11月から7年6月までは59万円が9万8,000円に、同年7月から同年10月までは53万円が9万8,000円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立期間当時、社会保険料の滞納があり、自ら社会保険事務所（当時）に相談したとし、同社の複数の従業員は、申立人はサービス部門を担当していたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年11月から7年6月までは59万円に、同年7月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から同年6月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社が保有する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年6月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）のA社における申立人の昭和31年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和54年12月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、昭和54年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から55年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和55年3月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年9月30日から同年12月31日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間のうち、同年9月30日から同年12月30日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当初、申立人の資格喪失日は、昭和54年12月30日と記録されていたが、55年3月18日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった54年9月30日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正され、さらに、同社の従業員二人についても、資格喪失日が同日にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)においてこのような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において当該処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である昭和54年12月31日であると認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)のA社に

おける申立人の昭和 54 年 9 月の上記訂正前の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、同社の代表者は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとしている。

また、申立人は、「当時、自分が A 社の給与計算を担当しており、厚生年金保険料を給与から控除していたが、同社を退職後、雇用保険の求職者給付を受けていた。」と供述しており、求職者給付については、雇用保険の記録から、同社を離職した後に行われたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、同社に継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった退職年金台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年9月1日にA社B工場から同社本社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)のA社本社における申立人の昭和41年10月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社本社が保有している資格取得届から、当該届を昭和41年10月1日付けで社会保険事務所(当時)に提出していることが確認できることから、事業主が当該社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を33年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、A社B工場から同社C工場へ異動したが、会社内の異動であり空白無く勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、当時のA社の経理担当者及び従業員の供述により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和33年9月1日にA社B工場から同社C工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成6年6月から同年10月までは53万円に、同年11月から8年5月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から8年6月30日まで

社会保険事務所（当時）職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年6月30日以降の同年7月8日付けで、申立人の標準報酬月額は、6年6月から同年10月までの期間については53万円から9万8,000円に、同年11月から8年5月までの期間については59万円から9万8,000円にさかのぼって訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び他の取締役は、「申立人は、営業及び現場担当の役員であり、同社の経営には参画しておらず、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年6月から同年10月までは53万円、同年11月から8年5月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成5年5月1日、資格喪失日が13年6月1日と記録され、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎になる被保険者期間とはならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成13年5月末まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る異動履歴及び退職金・報労金等の支給に関する資料から、申立人は、同社に平成13年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成13年4月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年8月25

日に、事業主が13年当時の事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月28日から39年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社又はB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述、当該従業員から提出のあった日記の記述及び申立人が作成していた手帳の記述から、申立人は申立期間もA社(C健康保険組合の記録から、昭和36年5月15日にB社への社名変更を確認)に勤務し、当該従業員より提出された給与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によると、B社の前身であるA社は、昭和36年12月28日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、B社は、昭和36年12月28日以降もC健康保険組合の適用事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の 11 万 8,000 円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (24 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額 (11 万 8,000 円) に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

社会保険庁 (当時) の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月に 11 万 8,000 円から 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (24 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (11 万 8,000 円) となっている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る「給料台帳」の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の報酬月額の訂正の届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年4月30日は86万7,000円、16年4月30日は55万1,000円、17年4月30日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成16年4月30日  
③ 平成17年4月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は86万7,000円、申立期間②は55万1,000円、申立期間③は23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間である平成16年8月10日及び同年12月15日における標準賞与額に係る記録を、共に60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月15日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書及びA社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年8月10日及び同年12月15日に同社から賞与の支払を受け、同年8月10日は61万5,000円、同年12月15日は60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、共に 60 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年5月29日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年4月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月30日以降の同年9月16日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について15万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成5年6月1日に取締役を辞任していることが確認できることから、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時は取締役でなかったことが認められる。

さらに、上記謄本により、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時にA社の取締役であったことが確認できる申立人の同僚及び同社の複数の従業員は、「申立人は営業を担当しており、社会保険事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

加えて、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の離職日が平成5年5月28日であることから、上記標準報酬月額の減額処理が行わ

れた同年9月16日には同社に勤務していないことが確認できる。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た53万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月5日は26万9,000円、16年7月5日は24万7,000円、同年12月8日及び17年7月5日は24万9,000円、同年12月9日は28万4,000円、18年6月30日は25万1,000円、同年12月5日は29万円、19年7月6日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年7月5日  
③ 平成16年12月8日  
④ 平成17年7月5日  
⑤ 平成17年12月9日  
⑥ 平成18年6月30日  
⑦ 平成18年12月5日  
⑧ 平成19年7月6日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①ないし⑧に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①ないし⑧の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった、申立人の申立期間①ないし⑧に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、これらの期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は26万9,000円、申立期間②は24万7,000円、申立期間③及び④は24万9,000円、申立期間⑤は28万4,000円、申立期間⑥は25万1,000円、申立期間⑦は29万円、申立期間⑧は25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①ないし⑧に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万9,000円、申立期間②は24万7,000円、申立期間③及び④は24万9,000円、申立期間⑤は28万4,000円、申立期間⑥は25万1,000円、申立期間⑦は29万円、申立期間⑧は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の1か月間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は昭和51年3月10日にA社に入社以来、現在まで同社を辞めたことがないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された在職証明書及び労働者名簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和53年5月1日にA社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、当該社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月の保険料について納入の告知を行っておらず

(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年6月30日まで

オンライン記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年5月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年6月30日）の後の同年9月28日付けで、申立期間の標準報酬月額に係る記録が34万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間において同社の取締役であることが確認できる。

しかし、A社の役員及び複数の従業員は、当委員会からの照会に対し、申立人は営業担当の常務取締役兼事業部長であり、社会保険の担当ではなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年1月31日まで  
社会保険事務所（当時）職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では営業担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年1月31日）の後の平成4年5月29日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が53万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記減額訂正処理は、雇用保険の加入記録から確認できる申立人の離職日（平成4年1月30日）の約4か月後に行われていること、また、A社の複数の従業員から、申立人は営業担当役員として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったとの供述が得られていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

昭和46年5月25日から同年6月10日までの申立期間について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支局における資格取得日に係る記録を同年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和46年6月10日から同年10月1日までの申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月25日から同年6月10日まで  
② 昭和46年6月10日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、昭和46年5月25日から同年6月10日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。また、46年6月10日から同年10月1日までの標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間に支局間の異動はあったが、継続して勤務しており、また、当時の給与支給明細書があるので、被保険者として認めると共に、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、給与支給明細書及びA社から提出された申立人に係る職員カードから、申立人は、申立期間①も同社に継続し

て勤務し（昭和46年5月25日に同社C支社から同社B支局に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和46年5月25日として届け出るべきところを誤って同年6月10日として届け出たと認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額より高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、標準報酬月額を10万円として届け出るべきところを誤って8万円として届け出たと認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年9月から4年7月までは41万円、同年8月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から9年5月25日まで  
社会保険事務所（当時）職員の戸別調査により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から4年7月までは41万円、同年8月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年5月25日）の後の9年6月3日に、申立人の標準報酬月額の記録が3年9月から6年10月までが8万円に、同年11月から9年4月までが9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、当該訂正処理が行われた平成9年6月3日に同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を離職後（離職日は平成9年5月25日）、同社在職中に支給された給与総支給額を基に算出した賃金日額により基本手当を受給しており、申立人は一般従業員としての身分で同社に勤務していたことがうかがえる。

そして、A社の従業員の一人名は、「申立人は、申立期間当時、営業に関する

責任者的な立場であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与はしていなかった。」と供述している。

また、A社の代表者は、「会社の倒産時、社会保険料の滞納があり、その処理のため、自分が社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる手続を行った。」とし、申立人が当該処理に関与していなかったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年9月から4年7月までは41万円、同年8月から6年10月までは53万円、同年11月から9年4月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書並びに同僚の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和45年6月1日に同社B工場から同社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には、A社から関連会社のB社へ異動したが、継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び同社の複数の従業員の回答により、申立人が申立期間当時、同社に勤務(昭和48年3月21日に、A社から同社の関連会社に異動)していたことが認められる。

しかし、A社の当時の経理責任者は、「同社からB社に異動した従業員については、B社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和48年4月10日までの期間、A社で社会保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、両社は「申立期間当時の資料等が無いため不明」と回答しているが、申立人に係るA社の資格喪失日(昭和48年3月21日)が雇用保険の離職日の翌日であり、社

会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年3月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、当該事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から3年1月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書並びに申立人から提出された雇用保険被保険者証により、申立人は、同社に継続して勤務し(平成3年1月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成2年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から同年2月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和48年1月1日から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、A社に昭和48年1月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は既に解散しており、当時の事業主も入院中であるため聴取できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を昭和49年8月から同年12月までは14万2,000円、50年1月から同年12月までは16万円、51年1月から同年7月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和49年8月から51年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から51年8月31日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、13万4,000円とされている。

しかし、申立人から提出された昭和49年8月から50年12月までの雇用契約書の給与総支給額及び51年1月、2月、4月、5月及び7月の給与支払明細書の保険料控除額並びに申立人と同日に同社に入社した元同僚から提出された雇用契約書及び給与支払明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(49年8月から同年12月までは14万2,000円、50年1月から同年12月までは16万円、51年1月から同年7月までは18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「当時の資料等を保管していないことなどから不明」と回答しているが、

昭和49年8月から51年7月までの長期間にわたり申立人の雇用契約書及び給与支払明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していないことから、事業主は、申立人の給与から実際に控除していた保険料に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、昭和49年8月から51年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に、A社C営業部から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が申立人の申立期間に係る資格取得日を昭和37年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年5月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に、A社C案内所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が申立人の申立期間に係る資格取得日を昭和37年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から同年9月5日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年9月5日に、A社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が申立人の申立期間に係る資格喪失日を昭和41年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年5月25日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月25日から同年8月21日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和28年5月25日に同社C工場から同社B営業所に異動し、同年8月21日に同社B営業所から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年4月及び同年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による保険料の納付義務の履行について、事業主は不明としているが、事業主が申立人の申立期間に係る資格取得届及び喪失届を提出したにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考えられないことから、事業主は申立人の申立期間に係る資格取得届及び喪失届を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から同年12月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社には継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社が保有する人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年11月1日に、同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は届出の誤りを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和38年12月1日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を平成6年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月20日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間に異動はあったが、継続して勤務していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(平成6年6月20日にA社総合研究所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険組合の記録における資格取得日が平成6年7月1日であり、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認されることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和22年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D製油所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月31日まで  
社会保険事務所（当時）の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年3月31日）の後の平成10年4月3日に、申立人の標準報酬月額は、9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

以上のことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、平成元年11月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月15日から同年12月20日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、平成元年2月の入社以来、同社には継続して勤務しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していることが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録において、申立人のA社B支店の資格取得日は平成元年11月15日であることが確認できる。

さらに、厚生年金基金によると、申立期間当時の社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出様式は、複写式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成元年11月15日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、24万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成8年2月1日、資格喪失日が9年1月1日とされ、当該期間のうち、8年12月29日から9年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を9年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月29日から9年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社における資格喪失日が平成8年12月29日となっていた。しかし、同社を退職したのは同年12月31日であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の代表者からの回答により、申立人は、同事業所に平成8年12月31日まで勤務していたことが認められる。

また、上記代表者は、A社の給与は、毎月25日締めで月末払いであり、厚生年金保険料は当月に控除していたので、申立人の申立期間に係る保険料を控除していた旨の供述をしている。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、平成8年11月の社会保険事務所(当時)

の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る事務手続を誤ったとしていることから、事業主が、申立人の資格喪失日を平成8年12月29日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが分かった。同社では、職人として勤務しており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年6月21日）の後の平成8年6月25日に、申立人の標準報酬月額は34万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

以上のことから、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た50万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年8月から14年1月までの標準報酬月額  
の記録については、10年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月は28  
万円、同年11月から11年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月  
は30万円、同年4月は28万円、同年5月から12年8月までは30万円、同年  
9月から13年7月までは32万円、同年8月から14年1月までは30万円に訂  
正する必要がある。

なお、事業主は、平成10年8月から14年1月までの上記訂正後の標準報酬  
月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料  
を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月6日から14年2月26日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A  
事務所で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された  
給与に見合う標準報酬月額よりも低いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生  
年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報  
酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの  
は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に  
基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいづれ  
か低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成10年8月から14年1月までの  
標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報  
酬月額から判断すると、10年8月は22万円、同年9月は26万円、同年10月  
は28万円、同年11月から11年1月までは30万円、同年2月は28万円、同  
年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月から12年8月までは30万円、

同年9月から13年7月までは32万円、同年8月から14年1月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年7月のオンライン記録上の標準報酬月額と、給与明細書における報酬月額に相当する標準報酬月額が、一致していることから記録の訂正は行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち、平成10年8月から14年1月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月から10年8月までの標準報酬月額  
の記録については、4年1月及び同年2月は18万円、同年3月から同年7月  
までは22万円、同年8月から同年12月までは24万円、5年1月は28万円、  
同年2月から同年6月までは30万円、同年7月から6年1月までは32万円、  
同年2月から同年9月までは34万円、同年10月から8年1月までは36万円、  
同年2月から同年10月までは38万円、同年11月から9年6月までは36万円、  
同年7月から10年8月までは41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成4年1月から10年8月までの上記訂正後の標準報酬  
月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料  
を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月4日から10年9月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A  
事務所で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された  
給与に見合う標準報酬月額よりも低いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生  
年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報  
酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるの  
は、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に  
基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ  
か低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成4年1月から10年8月までの  
標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報  
酬月額から判断すると、平成4年1月及び同年2月は18万円、同年3月から  
同年7月までは22万円、同年8月から同年12月までは24万円、5年1月は

28万円、同年2月から同年6月までは30万円、同年7月から6年1月までは32万円、同年2月から同年9月までは34万円、同年10月から8年1月までは36万円、同年2月から同年10月までは38万円、同年11月から9年6月までは36万円、同年7月から10年8月までは41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年9月から同年12月のオンライン記録上の標準報酬月額と、給与明細書における保険料に相当する標準報酬月額が一致していることから、記録の訂正は行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち、平成4年1月から10年8月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月25日から同年7月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にC支店からの異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された社歴、在籍期間証明書及び回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社C支店から同社D営業第五部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保存期間経過により破棄しており提出できないが、当時の手続に誤りは無いことから納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C販売店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から同年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもたらした。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書、退職者索引簿及び回答書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年3月1日に同社本社から同社C販売店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和43年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された個人台帳及び在籍証明書、A社からの回答書、並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に昭和43年4月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、「昭和43年4月の1か月間については研修期間で、当該期間は本社で被保険者資格を取得しなければいけないところ、手違いで取得手続が行われなかった。また、厚生年金保険料は当月控除であり、本社で控除していたことは間違いない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その

結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本社から同社C事業所への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成14年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はA社において平成14年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社が保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」をみると、申立人の資格喪失年月日欄には、「平成14年03月31日」との記載があって、その後、二重線の上書きは無いものの、「03月31日」の上部に「5月01日」と記載されていることが確認できる。

また、A社が保管していた申立人に係るB健康保険組合宛の「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」及びC厚生年金基金宛の「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」の資格喪失年月日欄には、それぞれ「平成14年03月31日」と一度記載されたものが、「03月31日」の部分に二重線が上書きされ、その上部に「05月01日」と訂正されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人のA社における被保険者期間は、平成9年8月28日から15年5月20日までであり、申立期間が含まれていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された給与明細書によると、平成14年3月及び同年4月の給与において、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主から社会保険事務所（当時）に対し、申立人が平成14年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出が行われていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成14年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における被保険者記録は、資格取得日は昭和49年4月1日、資格喪失日は52年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月20日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月20日から同年9月1日まで

昭和52年9月1日付けでA社本社から同社C支店に転勤した際、本社から資格喪失日が同年8月20日である旨の誤った届出が社会保険事務所（当時）に提出されていた。B社では、平成21年10月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該資格喪失日に係る記録の訂正の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に昭和43年4月1日から申立期間も継続して勤務し（昭和52年9月1日に同社本社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年7月の社会保険事務

所の記録及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月29日から同年10月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「適格年金団体年金一時金給付決定原簿」並びに申立人から提出された「昭和63年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」及び「昭和63年10月分給与明細書」により、申立人が昭和63年10月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、社会保険事務所(当時)の記録におけるA社の資格喪失日が、健康保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日の翌日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年9月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間については、支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及び在職証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年10月1日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年11月オンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社（現在は、A社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年4月1日、資格喪失日が48年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月11日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支社における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月11日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間については、異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保有する人事記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA社B支社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、社会保険事務所（当時）に対して、申立人の同社B支社における資格喪失

日を誤って昭和 48 年 10 月 11 日と届け出たため、申立人に係る同年 10 月の保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日を平成16年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月15日から同年10月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務し、保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「アルバイト賃金明細書」、申立人の退職願及び雇用保険の記録により、申立人が平成16年6月16日から同年10月16日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記「アルバイト賃金明細書」における保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人のA社における資格喪失日を誤って平成16年9月15日として届け

出ており、申立人に係る同年9月の保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間の保険料控除が確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する平成元年4月の給料支払明細書及びA社から提出されたタイムカードの記録により、申立人が、同社に昭和59年4月24日から平成元年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無いと認め、不明であるとしているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを誤って同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した

場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無かった。同法人は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料を時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された所得税源泉徴収簿及び給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月10日支給の賞与から、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿等の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A法人は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月10日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無かった。同法人は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料を時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された所得税源泉徴収簿及び給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月10日支給の賞与から、18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿等の保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A法人は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年12月1日から5年8月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を4年12月から5年5月までを26万円、同年6月及び同年7月を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年8月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から6年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年12月1日から5年8月30日までの期間については、標準報酬月額が実際にもらっていた給与に見合うものと相違し、同年8月30日から6年3月1日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無かったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年12月1日から5年8月30日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では、当初、4年12月から5年5月までの期間は26万円、同年6月及び同年7月は22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年8月31日）の後の7年3月3日付けで、申立人を含む3人について、4年12月1日に遡及して標準報酬月額が減額処理され、申立人の場合、当該期間に係る標準報酬月額が20万円に減額処理されている。

また、申立人は、A社に事務職員として勤務していたが、上記の減額処理については、知らなかったと供述し、同僚一人も、申立人は社会保険等の手続に関与していなかったと供述している上、商業登記簿により、申立人が同社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立期間のうち平成4年12月1日から5年8月30日までの期間に係る標準報酬月額を遡及<sup>そきゅう</sup>して減額処理する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年12月から5年5月までの期間は26万円、同年6月及び同年7月は22万円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成5年8月30日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、同僚が保管する給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び当該期間に係る保険料控除額は、平成5年7月の標準報酬月額よりも4等級低い標準報酬月額に見合う保険料であったことが確認できる。

これらのことから、申立人においても、上記同僚と同様に、平成5年7月の標準報酬月額（22万円）より4等級低い標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたと考えられる。したがって、申立人の同年8月及び同年9月の標準報酬月額は、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は、平成5年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社は法人事業所であり、同僚の雇用保険の加入記録及び供述から一人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、同日以後も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないものの、事業主は、平成5年8月及び同年9月において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間の一部において、A社に勤務していたことが確認できるが、申立人及びその同僚は、厚生年金保険料控除があったことを確認できる給与明細書等を保管していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社は、オンライン記録では、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主と連絡が取れず、当該期間に係る保険料控除につい

て確認することができない。

このほか、平成5年10月1日から6年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 6447 (事案 2869 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から同年7月1日まで  
オンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万円となっている。申立期間中は150万円の報酬を受けていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に解散し、事業主は、申立人に関する資料を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月15日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額についても、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成5年2月28日)の後の平成5年3月8日付けで、3年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが判明した。

一方、商業登記簿により、平成4年6月30日に申立人はA社の役員を辞任したことが確認でき、オンライン記録から、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は上記の減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、平成4年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額をさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正が

あつたとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月中旬から同年6月1日まで  
② 昭和49年8月31日から同年9月1日まで  
③ 昭和49年9月1日から同年9月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から③までの期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。入社した時期は定かではないが、A社には継続して勤務していたので、申立期間①から③までの期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、給料精算書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和49年8月31日まで継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和49年8月分の給料計算書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、同社へ入社した時期は定かではないと供述している。

そして、A社では、当時の人事記録等が残っていないので、申立人の申立期間①に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚からも、申立人が申立期間①について同社に勤務していた旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、A社及び上述の同僚は、「当時、入社後1か月前後の試用期間があり、当該期間については厚生年金保険に加入させない取扱いだった。」と供述しており、このことは、被保険者名簿の記録において、当該同僚が入社したと供述している日から、おおむね1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがうことができる。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、申立期間③について、A社の当時の代表者は、申立人の退職日は昭和49年8月31日であると記憶している旨供述している上、同社の被保険者名簿で確認できる従業員からは、申立人の申立期間③に係る勤務状況及び退職日等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は昭和49年8月31日であることが確認できるところ、厚生年金保険法第14条においては、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、同年9月1日であり、申立人の主張する同年9月1日から同年9月6日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならないものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月23日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和20年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月23日から同年4月1日まで  
② 昭和20年8月16日から同年12月29日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無いことが分かった。申立期間①及び②についても同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、A社から提出のあった同社社会保険台帳及び総務担当者の供述等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和20年3月23日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和20年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所(当時)の記録どお

りの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、当時の人事記録等が残っていないので、申立人の申立期間②に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答しており、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②前後に同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の同僚からも、申立人が申立期間②について同社に勤務していたことがうかがえる供述を得ることはできなかった。

また、A社の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失の原因欄には、申立人が解雇された旨の記載が確認でき、同社から提出のあった社史には、申立期間②のころ、約5,000名いた従業員のうち、約4,500名について人員整理が行われた旨の記述があることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていることが分かった。昭和42年9月末日までA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所から提出のあった辞令により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者の供述によると、同社では当時の保険料控除は当月控除であり、申立人の昭和42年9月分の給与から保険料を控除していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同

日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月18日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和40年10月18日から同年11月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。入社以来、関連会社への異動はあったものの、45年4月10日までB社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立てに係る事業所から提出のあった在籍証明書及び社員原簿並びに事業主の供述から判断すると、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和40年10月18日にB社からA社に出向し、44年4月1日に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年1月から同年9月までの期間は44万円、同年10月は47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間のうち、平成4年11月30日から6年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から同年11月30日まで  
② 平成4年11月30日から6年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①については、給与支払明細書等により、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、給与支払明細書等により、同社に継続して勤務していたことと、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間についてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が平成4年1月以降の期間は44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月30日）の後の5年1月7日付けでさかのぼって、申立人の4年1月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額が20万円と引き下げて記録されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成5年1月7日付けで、標準報酬月額がさかのぼって記録された者が複数名確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額の記録処理をさかのぼって行う合理的理由は見当たらず、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年1月から同年9月までの期間は44万円、同年10月は給与所得の源泉徴収票における保険料控除額から47万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書並びに雇用保険の加入記録により、申立人は平成6年10月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿の記録から、申立期間においても法人格を有しており、常時従業員が勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票における保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月15日から36年4月9日まで  
② 昭和36年4月9日から38年2月8日まで

平成20年6月に、ねんきん特別便を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所での申立人の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金の請求要件である24か月に満たない22か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年2月8日の前後2年以内に資格喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が最初に勤務した事業所に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立期間における最終事業所での申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が無いほか、当該名簿の記録には不自然な点が見られるなど、一連の事務処理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年4月1日）及び資格取得日（43年1月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年1月8日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和41年3月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和41年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年4月1日に資格を喪失後、43年1月8日に同社において再度資格を取得しており、42年4月1日から43年1月8日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社において、昭和43年1月8日に資格を取得した元同僚及び同年2月1日に資格を取得した現在の代表者の「申立人は、自分より前に同社に在籍していた」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社の元社会保険担当者は、「申立人は、在籍中、正社員として家電製品の修理を担当しており、勤務形態や業務内容等に変更はない」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡しており、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から4年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、システム開発業務担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成4年1月30日付けで、2年12月から4年4月までは53万円が30万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人が提出した給与明細書において、社会保険事務所（当時）に当初記録されていた標準報酬月額である53万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、平成4年1月30日付けで、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された者は、申立人及び代表取締役の計二人であり、いずれも2年12月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の同僚（取締役）及び経理担当課長からは、当該訂正処理のとおり給与が減額されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、当時の同僚は、「社会保険料の滞納があり、給料の遅配もあった」旨供述している。

なお、A社の複数の同僚は、「申立人は、当時、システムエンジニアであり、

厚生年金保険事務や経理に係る職務への関与や影響力はなかった」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年1月30日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、2年12月から4年4月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金基金の加入記録、同社の健康保険組合の加入記録及び同社の代表者の「申立人は、昭和38年4月から平成13年3月まで長期間にわたり弊社に正社員として勤務し、役員まで務めており、途中で2か月退職することはあり得ない」旨の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和50年9月1日から53年1月10日まで同社からB社に出向し、その後、A社に出向復帰)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社からB社への異動日については、申立人が昭和50年9月1日に転勤辞令を受け、引継等を行った後、同年11月1日ごろに転勤したとしていること、同社の厚生年金基金の加入記録によると、申立人は、同年11月1日にA社で資格を喪失し、同日にB社で資格を取得していることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って資格喪失日及び離職日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B研究所における資格取得日に係る記録を昭和43年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年3月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B研究所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年2月21日に同社C工場から同社B研究所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B研究所における昭和43年3月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月及び同年11月については6万円、同年12月については7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年1月22日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和47年10月から勤務し、給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和47年10月26日からA社に勤務していることが確認でき、申立人が所持する同社の給与支払明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書に記載される厚生年金保険料の控除額から、昭和47年10月及び同年11月は6万円、同年12月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が  
無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月17日から同年8月16日まで  
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いことが判明した。同社には昭和37年4月から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社の人事部門業務を代行しているD社提出の申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和46年8月16日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月19日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する職員原簿から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年3月19日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から34年7月1日まで  
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。  
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の元従業員の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の事業主に照会したものの、同社は既に特別清算されており、申立期間当時の資料は保存していない上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について不明であると供述している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有する複数名の従業員のうち、申立人と同様の業務に就いていた同僚は1名のみであるが、当該同僚は、「昭和33年10月に入社後、当初はお手伝いさんみたいなものであり、しばらくしてから厚生年金保険の資格を取得したようである。」と供述しており、申立人と同日の34年7月1日付けで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 10 日から同年 10 月 15 日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
同期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A社から提出された雇用契約書、賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の総務担当者は、同社では、職員の個別勤怠状況等を考慮して入社から相当期間経過後、厚生年金保険に加入させており、申立人は平成 15 年 10 月に加入させた旨を供述している。

また、A社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の写し及び申立人から提出された給与明細書の写しによると、申立期間における申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、同僚 2 名についても、入社後すぐには厚生年金保険に加入してはいなかったと回答している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 20 日から 30 年 11 月 10 日  
② 昭和 30 年 12 月 11 日から 34 年 12 月 15 日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間①及びB社に勤務していた期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの会社にも勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 28 年 12 月 20 日から 30 年 11 月 10 日までA社に勤務していたと申し立てており、申立期間当時の申立人の業務に係る詳しい記憶等から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、当時の代表者は死亡しており、申立人は、同社における上司や同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社に入社し厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを明確に記憶する者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てており、申立期間当時の申立人の業務に係る詳しい記憶、及び一緒に勤務していた申立人の実兄の供述から、期間は特定で

きないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によれば、B社は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B社の所在地を管轄する法務局の商業登記簿謄本の記録では、同社は既に解散しており、当時の代表者に連絡を取ることができなかった。

そこで、B社に係る被保険者名簿により、昭和41年4月1日以前から同社に勤務していたと思われる複数の同僚に問い合わせたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いと供述している。

さらに、申立人は、実兄とともにB社に勤務していたと申し立てているが、実兄には同社での厚生年金保険の被保険者記録は無く、同社では厚生年金保険に入っていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書により、給与から控除されている厚生年金保険料額は、社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額から算出された保険料額を超えるものではなく、実際の給与支給額から算出された保険料額ではないことが確認できる。

また、A社では、従業員に支払った給与支給額から時間外手当を差し引いた額に相当する報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたと回答している。

このため、事業主は、実際の給与支給額よりも低い報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ていたことが推認され、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額から算出した厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額以上の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 21 日から 36 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、同僚と共にB社に移るまで、2年くらい勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月 6 日から同僚と共にB社に移るまで、2年くらいA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が一緒に入社し、同時に退職したと主張している同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人と同日の昭和 34 年 9 月 21 日となっている。

また、当該同僚は、申立人と共にA社からB社へ移ったとしており、その経緯については、A社入社4か月後くらいに、自ら希望して変わったが、B社に勤務した期間は短く、すぐに他の事業所へ勤務（被保険者資格取得日は昭和 35 年 1 月 20 日）したと供述している。このことから判断すると、申立人は、申立期間においてはB社で勤務していたものと認められる。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 36 年 1 月 1 日であり、申立人が主張する申立期間において同社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、B社の申立期間当時の担当者は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において、厚生年金保険料の控除は無いと供述している。

なお、A社は、申立人に係る在籍証明書を発行しているが、当該証明書については、申立人に頼まれて証明したものであり、申立人が同社に勤務したこと

は申立期間当時の代表者の妻の供述から確認できたものの、資料を保有していないことから、申立人の在籍期間については明らかではないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 26 日から 59 年 9 月 26 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、夫と同一期間の昭和 59 年 9 月 26 日まで継続して勤務しており、申立期間のうち 58 年 9 月 1 日から 59 年 10 月 31 日まではB社C支社と申立てに係る事業所の2社で勤務していた。夫と同一期間勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 59 年 9 月 26 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が委託している社会保険労務士から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失届は昭和 58 年 1 月 26 日付けで、健康保険証添付の上、同年 2 月 16 日に提出されていること、また、「健康保険被扶養者届」から、申立人が同年 1 月 26 日付けで同社に勤務していた夫の被扶養者に認定され、被扶養者になった事由欄に「退職」の記入があることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人はA社を昭和 58 年 1 月 25 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料を保存していない上、申立人は、同社における上司や同僚等の氏名を記憶していないため、同社やこれらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から従業員 13 人に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、回答が得られた 10 人のうち、2 人は、勤務期間は定かではないが、申立人は同社に勤務していたと思うとし、残りの 8 人は、申立人についての記憶が無いとしている。

さらに、上記 10 人のうち、A社の入社日が確認できる 7 人は、厚生年金保険料の控除については覚えていないとしているが、上記被保険者名簿から、入社して最短で 2 か月後、最長で 19 か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、このため、同社では、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 4 日から同年 3 月 2 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「昭和 39 年分給与所得の源泉徴収票」及びA事務所から提出があった「昭和 39 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人が申立期間において同事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記源泉徴収簿により、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A事務所が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は、昭和 39 年 3 月 2 日に同事務所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納めていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年6月まで

社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、A社を退職後、引き続き被保険者となるため、毎月3万円の保険料を支払った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の第4種被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する厚生年金保険第4種被保険者の索引票及び名簿に申立人の氏名の記載が無く、当該索引票及び名簿に欠番は無い。

また、申立人は、「A社を退職後、社会保険事務所(当時)で第4種被保険者の資格取得の手続きを行い、毎月保険料を支払っていたが、昭和56年6月に保険料納付が一日遅れたため、被保険者資格が取り消された。」と供述しているが、旧厚生年金保険法第17条第1項第5号によると、第4種被保険者が保険料を滞納した場合は、同法第86条第1項に規定する督促状により指定された期限までにその保険料を納付しないとき、第4種被保険者資格を喪失すると規定されており、毎月の保険料納付が一日遅れたことにより被保険者資格が取り消されることはない。

さらに、申立人が、申立期間について厚生年金保険第4種被保険者の保険料を支払っていたとする事実を確認できる資料は無く、申立人及び申立人の配偶者が記憶している、申立人が支払っていたとする保険料の金額も、申立期間の第4種被保険者の保険料を納付した場合の額と異なっており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 47 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表者の供述から、退職月の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

このことについて、A社の代表者（申立期間当時は従業員）は、「申立期間当時から現在まで、同社は厚生年金保険に加入したことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともない。」と供述しており、オンライン記録から、当該代表者は、同社において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、勤務の期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできないが、同社の厚生年金保険の加入手続は、当時から基金を通じて行っており、複写式の様式を使用して届出していることから、基金の加入記録が無ければ同社において厚生年金保険に加入していることはないとは回答しているところ、同社が加入していたB厚生年金基金に申立人の加入記録は無い。

また、申立人のことを記憶していた一人の同僚は、「申立人は、確かにA社で勤務していたが、厚生年金保険のことについては分からない。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶しており、申立人と同じ場所で勤務していたとする同僚については、A社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、連絡先も不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から 32 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を得た。実際に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年1月4日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、代表者の連絡先は不明のため、会社及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいない上、二人の従業員が、昭和28年ごろ又は33年ごろに同社に入社したと供述しているが、両者とも36年1月4日に同社において厚生年金保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から29年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、勤務の期間は特定できないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない上、同社の複数の従業員は、「当時のA社は、個人経営の事業所であったため、厚生年金保険には加入していなかったし、厚生年金保険料の控除も無かった。」と供述している。

また、当該複数の従業員のうち一人は、「申立人は、A社の関連会社であるB社又はC社で厚生年金保険に加入している可能性がある。」と供述しているところ、B社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、オンライン記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年10月1日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、「D社で厚生年金保険に加入していたかもしれない。」と供述しているが、D社の商業登記簿謄本及びオンライン記録によると、A社が昭和42年9月2日にD社に社名変更していることから、A社とD社は同一の事業所であることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、事業主の連絡先が不明であることから、

会社及び事業主から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、昭和 17 年に入院した際、病院の事務担当者とは健康保険の利用について話したことを記憶しているので、申立期間中は健康保険に加入していたはずであり、このことから労働者年金保険にも加入していたと思うので被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 15 年（月日は印字が読み取れず不明）に健康保険の被保険者資格を取得し、20 年 6 月 1 日で資格を喪失している旨の記述が確認できることから、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法に基づき保険料の徴収が開始されるまでの準備期間であることから、労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

他方、申立期間のうち昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの期間については、適用事業所名簿から、A社は労働者年金保険の適用事業所にはなっておらず、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、同社は従業員数が 6 人程度の事業所であったと供述していることから、同社は申立期間当時、労働者年金保険法における適用事業所の要件を満たしていなかったことが考えられ、申立人は、申立期間当時は健康保険のみの被保険者であったと考えられる。

そして、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）の制定に伴い、A社は、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は、同日に被保険者資格を取得したところ、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

さらに、A社は既に解散しており、事業主及び従業員の連絡先が不明のため、これらの者から申立人の労働者年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から22年6月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所から提出のあった記録により、申立人は、申立期間の一部について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料が残っていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認できないと回答している。

また、申立人が、A社に同時期に入社し、申立期間と一緒に勤務したことを記憶している同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認することはできない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の申立期間と同時期に勤務していたことが確認できる複数の従業員のうち、連絡先が判明した従業員に照会を試みたが、回答は得られなかった。

なお、上記被保険者名簿では、申立期間当時、健康保険番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立期間を含む昭和19年4月2日から23年10月31日までの期間は、A社において新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がいないことが確認できる。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明としており、このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確

認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はどこの会社にも勤務していなかったが、厚生年金保険には加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について照会したが、明確な回答が無く、また、オンライン記録により同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できるのは、申立人と代表取締役の二人のみであり、他の従業員に照会できないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、社会保険事務所(当時)の保管する記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成5年3月1日であり、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間にはどこの会社にも勤務していなかった。給与も受け取っていなかった。」と供述している。

このほか、申立期間に係る事業主による給与からの保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 6417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 8 月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「希望した者のみを厚生年金保険に加入させた。」と回答しており、同社の元従業員も、「厚生年金や健康保険について説明があり、希望した者が加入した。」と供述していることから、申立期間当時、同社では希望した従業員のみを厚生年金保険に加入させたことが推認できる。

また、オンライン記録により、申立人は申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人に係る事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 37 年 2 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 35 年 10 月から、A社に現場作業員として勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社では、従業員について名簿を作成して管理しているが、申立人の記録は無い。」と回答しており、また、同社の申立期間当時の社会保険事務の担当者は、「現場作業員については、工事現場ごとの雇用となり、社会保険に加入していない。」と回答しているため、同社から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が記憶していた元同僚二人のうち住所の判明した一人に申立人の勤務実態について照会したが回答は無く、また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないことから、同社の元同僚及び元従業員から申立人の勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年8月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成元年4月1日から勤務していたので、申立期間を被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述により、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した平成元年8月1日であり、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者名簿により、平成元年8月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる8名に対して、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった5人のうち4人は、同年8月1日以前は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

平成9年11月から11年2月までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、平成11年3月から14年1月までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から14年2月18日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 平成9年11月から11年2月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、11年3月19日付けで9年11月から10年7月まで30万円、同年8月から11年2月まで15万円がいずれも9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役として勤務していたことが確認できる。

また、申立人は申立書に、「平成10年ごろは経営が大変で銀行の取り立ても厳しく自宅を売却した。」と記載していることから、A社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたと推認できる。

さらに、平成12年、13年ごろ、A社の経理担当者として勤務していた会計事務所の事務員は、「社会保険の事務手続は、申立人が行っていた。」と供述していることから、申立人は、同社における代表取締役として当該標準報酬月額の減額訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自

らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、平成9年11月から11年2月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 平成11年3月から14年1月までの期間について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、訂正処理が行われた11年3月から13年9月までは9万2,000円、同年10月から14年1月までは9万8,000円となっており、申立人の標準報酬月額の遡及訂正等、不自然な処理が行われた形跡は無いことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成11年3月から14年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 5 月から 13 年 5 月まで  
② 平成 13 年 8 月から 14 年 8 月まで  
③ 平成 14 年 8 月から 16 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びC社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には当初アルバイトで入社し、その後、契約社員となった。B社には派遣社員として入社した。C社にはアルバイトで入社した。いずれの会社でも、保険証等が発行されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社からの回答及び同社から提出のあった社員情報リストにより、申立人は、同社に平成 8 年 3 月 23 日から 13 年 7 月 20 日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A社は「申立人の雇用形態はアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない」としている。このことについては、上記社員情報リストにおける社会保険欄の記録からも確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は無い。

2 申立期間②については、B社からの回答及び同社から提出のあった源泉徴収に係る資料により、申立人は、平成 13 年 7 月 13 日から 14 年 9 月 30 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は「申立人の雇用形態はアルバイトであり、正社員と比較し

4分の3未満の労働時間で勤務する場合は厚生年金保険に加入させないこととしていた。また、厚生年金保険料も給与から控除していない」としている。このことは、上記「源泉徴収に係る資料」において、社会保険料等の金額が控除されていないことから確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は無い。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録、C社からの回答及び同社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、平成14年10月1日から16年9月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は「申立人の雇用形態は短時間労働者（パート）であり、勤務時間と勤務日数が一般社員と比較し4分の3未満の場合は、厚生年金保険は加入させておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」としている。このことは、上記賃金台帳において、厚生年金保険料が控除されていないことから確認できる。

- 4 なお、申立人は、申立期間①、②及び③において、いずれの期間も会社から発行された保険証を持っていたと供述しているが、申立人は、当該申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる上、上記各社から提出のあった資料等において、健康保険料を控除されていないことが確認できる。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 1 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立期間当時のA社の代表取締役、取締役は既に死亡している上、申立人は、同社での同僚等の氏名を明確に記憶していないため、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、上記取締役のうちの一人名は、申立期間を含め、昭和 48 年 1 月以降国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所（当時）の記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から同年 5 月 8 日まで  
② 昭和 44 年 12 月 30 日から 45 年 1 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 A社の同僚の供述から、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既にその事業を廃止している上、当時の代表者の連絡先は不明であることから、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が同時期にA社へ入社したと記憶している同僚2名は、同社において申立人と同じ昭和36年5月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同僚のうちの1名は、「昭和36年4月1日に同社へ入社したが、厚生年金保険には入社した翌月から加入していた。」と供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時に被保険者であった複数の従業員に照会したところ、2名が、厚生年金保険には一定期間経過後あるいは入社翌月に加入していたと供述していることから、同社では厚生年金保険には入社して一定期間経過後に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確

認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に昭和45年1月13日まで勤務していたと申し立てている。しかし、B社では、「当社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書副票及び同被保険者喪失届副票により、申立人は、昭和44年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月30日に被保険者資格を喪失しているため、申立期間②における申立人の勤務は確認できない。」としている。

また、B社では、「退職の申し出が無い者について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出することは考えられない。」としている。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人は昭和44年3月15日に被保険者となり、同年12月29日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、これを認めることができる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、事務関係の仕事で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員名簿や社会保険に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態及び当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできないと回答している。

また、申立人は、A社での同僚を記憶していないと供述していることから、社会保険事務所（当時）のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿より、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できるもののうち、連絡が取れた8名の従業員に対して照会したところ、8名とも、申立人のことを記憶しておらず、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況についての確認ができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月7日から37年12月21日まで  
平成19年11月ごろ、社会保険事務所(当時)で自分の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、請求した記憶ももらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年12月21日の前後3年以内に資格喪失した者11名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年3月2日に支給決定されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6455

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から40年4月21日まで

10年ぐらい前に、社会保険事務所(当時)に行って年金の裁定請求をしたとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無く、申立期間に係る事業所を退職した後は、すぐに夫の実家の呉服屋で従業員として働いており、脱退手当金を受給する必要性も無かったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年4月の前後3年以内に資格喪失した者32名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、31名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち30名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月23日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から32年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所(駐留軍施設)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和29年7月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA事業所の人事記録等を保管しているB局の担当者は、「申立人の申立期間に係る在籍記録は確認できない」旨供述していることから、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も申立人が同事業所に勤務していた記憶が無く、申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において、昭和29年7月1日に資格を取得し、31年5月1日に資格を喪失しており、その喪失原因は「解雇」と記録されていることが確認できる上、多数の被保険者が申立人と同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、A事業所は、昭和31年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の過半は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。